

正副会長の活動状況

9ヶ月を振り返って

日本弁理士会副会長 **長内 行雄**

日頃は会員の皆様には日本弁理士会の会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。本年度会務も昨年4月に始まって以来9ヶ月になりますが、恥ずかしい話、この頃になってやっと弁理士会会務の全体が分かってきました。そして、弁理士会会務が実に多岐に亘ることに驚かされています。

さて、会務報告の多くは年度会務終了後に皆様に配布される年次会務報告に譲るとして、誌面の関係上、2つの会務について報告させていただきます。

まず、臨時総会（昨年11月26日開催）で改正された弁理士報酬の規律に関する会則について報告させていただきます。これまで、依頼者に対する弁理士報酬の明示に関しては、弁理士会の会則上、「会員は、依頼者に対し弁理士の報酬等について必要な説明をし、理解を得るよう努めなければならない。」（旧会則41条の2第2項）という努力規定のみが設けられており、依頼者に対して弁理士報酬を明示することが義務づけられていませんでした。今般の改正では、この努力規定に加え、「会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。」（新会則41条の2第2項）という義務規定が設けられ、業務手数料や謝金などの「弁理士の報酬」はもとより、印紙代、文書入力代、図面トレース代、交通費などの「その他の費用」についても依頼者に明示することが義務づけられました。

もっとも、会員の皆様には、事件を受任する際は弁理士報酬について依頼者と合意を得ることが当然であるとして、弁理士報酬等を明示している方がほとんどであると推察しますが、今般の改正を機に、依頼者への報酬明示の方法などを再度検討され、弁理士報酬等で依頼者とトラブルを起こすことがないよう対策を講

じられることを強くお奨めいたします。

次に、著作権に関する会務活動について報告いたします。近年、特許、意匠、商標等のコア業務が全体的に減少する状況下において、コア業務以外の関連業務をいかにして弁理士の実務業務に取り込むかが課題になっています。その課題の中の一つである、著作権関連業務のビジネス展開について「著作権ビジネス研究会（WG）」を中心にして検討しています。

ただ何分にも、実社会において著作権がどの様に関わっているか等、著作権の現状についての研究が不十分なためか、いざ、著作権ビジネス展開を検討しようにも、その手がかりが掴めません。そこで、本年度は「その手がかりを掴む」ため、外部の著作権団体と積極的に意見交換を行っています。

幸いなことに、現在、商標法の改正点として「音の商標」の登録制度が検討されており、「音（音楽）」に係る著作物が商標登録されるということが想定されるため、これを切り口にして、音楽著作物に係わる団体である、(社)日本音楽著作権協会や(社)日本レコード協会等と精力的に意見交換を行っています。また、不正商品対策協議会や(社)コンピュータソフトウェア著作権協会の賛助会員に仲間入りし、著作権団体の内部活動にも積極的に取り組んでいます。

まだまだ手探りの状態ではありますが、著作権団体との交流や著作権団体内での活動を通じて、著作権の現状研究はもとより弁理士会が著作権団体の一つとして社会的に認知され、ひいては弁理士の著作権ビジネス展開に寄与できるよう活動してまいります。

本年度の会務も後半を迎えておりますが、最後まで気を引き締めて取り組んでいきます。今後とも会務へのご協力をよろしくお願い申し上げます。